

株式会社ダイキアクシス定款

改訂 2021年 3月26日

株式会社ダイキアクシス

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ダイキアクシスと称し、英文では
D a i k i A x i s C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 住宅設備機器、家庭用電気機器、石油機器、ガス機器、家具調度品、インテリア用品、衛生用品、土木建築用資材、土木建築用工具・器具、ポンプ、水処理機器、空調機器、衛生用機器、除塵機械、土木建設機械、消火器、医薬品外の薬品、肥料等の販売
2. 電動を含む工具・器具、汚水処理機器等の修理及び賃貸
3. 土木一式工事業、建築一式工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業
4. 上・中・下水処理施設、廃棄物処理施設、環境改善施設、清掃施設、再資源化処理施設の設計・施工・保守・販売・コンサルティング及び以上に関する設備用機器、材料の販売、リース、修理等に関する事業
5. 空気調和設備、機械設備、冷凍冷蔵設備、厨房設備の設計施工、販売及び修理
6. 汚水処理場及び浄化槽の保守点検に関する事業
7. 医療・教育関連機器の販売及び各施設の設計・施工・保守業務
8. 合成樹脂等による製品の製造販売及び設計
9. 建築及び土木工事の設計、監理に関する事業
10. 建築物維持等の総合的な管理に関する事業
11. 環境調査・環境分析・環境評価及び環境計量証明に関する事業
12. 水道水質検査に関する事業
13. 受水槽の設計製作、据付、保守点検及び清掃に関する事業
14. ポンプ、水処理機器、空調機器、衛生用機器、除塵機械、土木建設機械の製造
15. ポンプ、ボイラーの据付、保守
16. 制御盤の製作販売
17. 建設機械器具のリース及びレンタルに関する事業
18. 環境リサイクルプラント・設備の開発・設計・製造・販売・メン

テナンス及び輸出入並びに当該プラント・設備の自動制御装置及びプログラムの開発・設計・製造・販売・メンテナンス及び輸出入

19. 環境リサイクル関連機械・装置の開発・設計・製造・販売・メンテナンス及び輸出入並びに当該機械・装置の自動制御装置及びプログラムの開発・設計・製造・販売・メンテナンス及び輸出入並びに当該機械・装置の販売代理店の管理業務
20. コンピュータソフトウェアの開発・販売及び情報・通信関連機器の販売・保守業務並びに情報処理サービスの提供業務
21. 一般区域貨物運送業、自動車運送取扱業、軽車両等運送業、自動車運送代弁業及び自動車運送利用業
22. 動植物油を原材料とするリサイクルオイル並びに超臨界技術を基盤としたリサイクルオイルの精製、販売及び精製プラントの販売に関する事業
23. 軽油の販売に関する事業
24. 高圧ガスの販売
25. 地下水を利用した専用水道に関する事業
26. 飲料水の製造、販売に関する事業
27. ヒートポンプを用いた熱エネルギーの有効活用に関する事業
28. 次世代エネルギーの開発、生産、販売に関する事業
29. 省エネルギーに関わるシステムの構築及びシステム製品の製造、販売
30. 発電並びに電気の供給及び販売
31. 健康食品の製造、販売
32. 害虫駆除機器の販売及びサービス提供に関する事業
33. 防臭用品、防臭用設備機器の製造、販売
34. 家畜用飼料の製造、販売
35. 肥料・液肥・堆肥・飼料の製造・販売及び輸出入並びに肥料・液肥・堆肥・飼料製造装置の開発・設計・製造・販売・メンテナンス及び輸出入並びに当該装置の自動制御装置及びプログラムの開発・設計・製造・販売・メンテナンス及び輸出入並びに当該装置の販売代理店の管理業務
36. 不動産取引業及び不動産賃貸、管理業
37. 不動産の売買のコンサルティング及び鑑定に関する事業
38. 宅地、商業用地、工業用地等の開発、造成及び販売に関する事業
39. ホテル、レストラン、スポーツ施設等の所有、賃貸及び経営に関する事業
40. 不動産特定共同事業法による不動産特定共同事業

41. 特定目的会社、特別目的会社（「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理に関する事業
42. 抵当証券の売買及び売買の仲介
43. 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理の研究、開発、技術提供及び処理装置の製造、販売に関する事業
44. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分に関する事業
45. 一般廃棄物及び産業廃棄物の再生処理業及び中間処理場の経営に関する事業
46. 一般廃棄物及び産業廃棄物を利用した土木建築用資材の販売
47. 損害保険代理業
48. 生命保険の募集に関する業務
49. 一般労働者派遣に関する事業
50. 特定労働者派遣に関する事業
51. 有料職業紹介事業
52. 広告企画事業
53. 市場調査並びにその情報収集業
54. 販売促進の為の企画、宣伝業
55. 企業の社員教育、研修、人材の育成、並びにその指導業
56. 電気通信事業法による一般第二種電気通信事業
57. インターネット等を利用した各種情報サービス業
58. 知的財産権（工業所有権、特許権、著作権、商品化権、商標権、意匠権、出版権等）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、仲介並びにノウハウの提供及び売買
59. 企業経営に関するコンサルタント、業務代行業
60. 補助金事業の指導及びコンサルタント業務
61. 前各号に関するコンサルティング業務
62. 前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を愛媛県松山市に置く。

（機関）

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査等委員会
- ③会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内と

する。

- 2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

（取締役の選任）

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 執行役員

(執行役員)

第35条 当会社は取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

2 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第42条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第14回定期株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。